

会員各位

横浜植物防疫協会からのお知らせ

植物検疫申請事務 関係

【電子植物検疫証明書(ePhyto)の導入に係る試行期間の開始及び
第7次NACCSの運用開始について】

件名について農林水産省横浜植物防疫所長から下記の通り連絡がありましたのでお知らせします。

記

〈植物防疫所ホームページへの情報掲載〉

第 7 次 NACCS 更改(令和 7 年 10 月)のお知らせ

<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/naccs7th2025.html>

1 更改に伴う第6次 NACCS 停止に関するご案内

2 「ePhyto 試行期間について」が、新たに追加されています。

(ページ右上の最終更新日が令和7年 10 月 1 日になっていない場合は、ブラウザの更新ボタンを押してください。)

〈2 ePhyto 試行期間について〉の詳細は、[naccs7th2025-8.pdf](#) をご確認ください。

1 対象国: 大韓民国及びアメリカ合衆国

2 開始日: 令和7年10月14日発給分から

3 対象荷口:輸出入貨物

＜ご注意＞

・輸入検疫

試行期間の対象国では、従来の植物検疫証明書とePhytoの両方が発給されます。対象国からePhytoが発給されているかどうかについては輸出者を通じてご確認ください。

試行期間中は、引続き従来の植物検疫証明書は必要であり、ePhytoのみでの輸入は認められません。

3 第7次NACCS植物検疫関連業務の機能追加・変更について～電子植物検疫証明書(ePhyto)の導入等～説明会後の質問及び回答は、こちらをご確認願います。

[naccs7th2025-6.pdf](#)

試行期間中の状況を踏まえ、取扱いに変更が生じた場合には、別途、植物防疫所ホームページでお知らせします。

以上

令和 7 年 10 月

各位

農林水産省消費・安全局植物防疫課

第 7 次 NACCS 植物検疫関連業務の機能追加による電子植物検疫証明書
(ePhyto) の導入に係る試行期間の開始について

日頃より植物検疫へのご理解とご協力をいただきありがとうございます。

皆様が、植物検疫に関わる輸出入申請を行う際に利用されている輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）については、本年 10 月 12 日に更改されます。本システム更改に併せて、植物検疫業務に関する部分についても機能追加・変更が行われ、電子植物検疫証明書（ePhyto（イーファイト））を交換するための機能が追加されます。

このことを受け、輸入・輸出について従来の植物検疫証明書と ePhyto の両方の受け取り・発給を行いつつ、物流に影響が生じないよう、ePhyto の本格的な利用が可能であることの確認を行うため、下記のとおり ePhyto の導入に係る試行期間を開始しますのでお知らせします。

記

1. 対象国：大韓民国及びアメリカ合衆国
2. 開始日：令和 7 年 10 月 14 日発給分から
3. 対象荷口：輸出入貨物

<ご注意>

・輸入検疫

試行期間の対象国では、従来の植物検疫証明書と ePhyto の両方が発給されます。対象国から ePhyto が発給されているかどうかについては輸出者を通じてご確認ください。

試行期間中は、引続き従来の植物検疫証明書は必要であり、ePhyto のみでの輸入は認められません。

・輸出検疫

従来の植物検疫証明書も引き続き交付されます。その際に我が国も対象国宛てに ePhyto の発給を行うこととなります。

試行期間中の状況を踏まえ、取扱いに変更が生じた場合には、別途、植物防疫所ホームページでお知らせします。

植物防疫所ホームページ 第 7 次 NACCS 更改（令和 7 年 10 月）のお知らせ
URL：<https://www.maff.go.jp/pps/j/law/denmado/naccs7th2025.html>

